平成２６年（フ）第２８４号
広島市南区青崎２丁目19番１―207号、住民票上の住所広島市南区東本浦町16番31―204号
債務者　三谷　英明
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１６０号
大阪府豊中市赤阪１丁目７番20―205号
債務者　濵田みつ子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　理香
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３２号
秋田県横手市十文字町佐賀会字新山道添４番地
債務者　松田　伸子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１６２号
奈良県磯城郡田原本町法貴寺417―５、住民票上の住所大阪府大阪市中央区玉造２丁目17番10―404号
債務者　井上　麻希
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
奈良県御所市413番地の５
債務者　金　千恵子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４３７号
大阪府東大阪市中小阪１丁目10番４号　215号
債務者　河岸　紀子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８６号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―706号
債務者　坂下アンジェラこと　ＳＡＫＡＳＨＩＴＡ　ＡＮＺＨＥＬＡ（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８９号
大阪市西成区玉出中１丁目９番10号
債務者　今井電器こと　今井　恒夫
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９３号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目28番18号コーポ青木105号
債務者　長谷川信子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０５号
大阪市淀川区野中北１丁目11番１号アメニティ淀川201号
債務者　藤井　　均
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４８３号
大阪府豊中市服部寿町１丁目９番10―301号
債務者　岡村　光子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８号
奈良県香芝市尼寺２丁目275番地１、前住所奈良県北葛城郡河合町高塚台１丁目９番地10テンハイムＢ棟
債務者　髙塚由美子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
山口県宇部市常藤町３番19号、従前の住所山口県山陽小野田市小野田3957―１
債務者　厚東　亮平
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８４号
山口県宇部市大字船木219番地32
債務者　紙村　佳江
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２６号
広島県庄原市東城町川西865番地２
債務者　田辺　高子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１２号
北海道士別市東丘１丁目３番５―５号
債務者　高澤日登志
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１３４号
千葉県富里市七栄35番地88
債務者　熊谷　文宏
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部